

# 平成28年度 第7回 江別市自治基本条例検討委員会

## 会議録（要点筆記）

日 時：平成29年1月23日(月) 14時00分～15時00分

場 所：江別市民会館 21号

出席者：石黒匡人委員長、深瀬禎一副委員長、伊藤雅康委員、田口智子委員、山元規子委員  
工藤多希子委員、後藤一樹委員、小山千賀子委員（計8名）

事務局：高橋生活環境部長、湯藤生活環境部次長、堂前市民生活課参事、橋本主査、  
高橋主事

傍聴者数：3名

### 資料

- ・資料：検討委員会での意見集約結果（第6回まで）
- ・資料：江別市自治基本条例検討委員会提言書（骨子）（案）

### 会議概要

#### 1 開会

#### 2 議事

##### （1）これまでの検討結果の確認について

###### ○事務局

これまでの検討結果について、検討委員会での意見集約結果（第6回まで）（以下「意見集約結果」）に沿って説明。

###### ○石黒委員長

何か意見はあるか。

###### ○各委員

なし。

###### ○石黒委員長

では、これまでの検討結果の確認については、これで終了する。

##### （2）提言書（骨子）（案）について

###### ○事務局

江別市自治基本条例検討委員会提言書（骨子）（案）（以下「提言書（骨子）（案）」）のうち（1）条例の見直しについて及び（2）自治基本条例・市民参加条例の認知度について、提言書（骨子）（案）に沿って説明。

###### ○石黒委員長

何か意見はあるか。

###### ○伊藤委員

意見集約結果2ページの右端の提言（骨子）1つ目「自治基本条例の解説を分かりやすく改訂してはどうか。」に対応しているのが、提言書（骨子）（案）（2）の3つ目かと思う。私の記憶では、解説が分かりにくく難解な表現が多いから解説書の更なる改訂という意見は、市民にとって条例の規定が分かりにくいというよりも、解説書の分かりにくさを改めたほうが良いという趣旨だったと思う。条例の規定が分かりにくいことが直接の原因ではなかったように思う。

○石黒委員長

条例の規定が分かりにくく、さらに解説も分かりにくいという2つで進めていくのか、解説が分かりにくいということで進めていくのか、他の委員は何か意見はあるか。場合によっては、もしかしたら条例を改正した方が良いということになるかもしれない。伊藤委員は、条例の規定が分かりにくく、難解な表現が多いということは、特に思っていないのか。

○伊藤委員

自治基本条例だけではなく、法律・条例等は、順当な事務手続きを踏んで、決められた文言を使わなければならないなどの制約がある中で作られているものなので、そこに注目を付けても、対応しにくいと思う。

○石黒委員長

他の委員はいかがか。条例の規定が分かりにくいという表現を、条例の中身が分かりにくいので、分かりやすく解説するという内容に変えることについていかがか。

○工藤委員

前回、後藤委員からそういう話があったと思う。条例はそのままで、解説を変えるというような。

○小山委員

「分かりにくく、難解な表現」について、伊藤委員が条例を例としていろいろとおっしゃっていたが、それらを補足するという意味で解説書の更なる改訂が必要ということではないと思う。解説書によって、条例で文言の難しいものがあつたら、こういうことである、と分かりやすく解説されていればいいので、この文章はこのままでいいと思う。

○石黒委員長

自治基本条例の条文自体の趣旨ではないということ。

○事務局

骨子案の表現の仕方が適切ではなかったかもしれない。自治基本条例に特化して、分かりにくいという意図でこの表現をとっている訳ではない。一般論として、法律・条例などは、独特の言い回しや用語が使われていて分かりにくいという趣旨で記載させていただいている。

○石黒委員長

では、提言書（案）で文章にするときは表現を工夫するということで、各委員は次回議論の際に何かあればご指摘いただきたい。他に何か意見はあるか。

○各委員

なし。

○石黒委員長

では、提言書（骨子）（案）の（１）条例の見直しについて及び（２）自治基本条例・市民参加条例の認知度については、これで終了する。

○事務局

提言書（骨子）（案）のうち（３）市民参加・市民協働の推進について、提言書（骨子）（案）に沿って説明。

○石黒委員長

何か意見はあるか。

○各委員

なし。

○石黒委員長

では、提言書（骨子）（案）の（３）市民参加・市民協働の推進については、これで終了する。

○事務局

提言書（骨子）（案）のうち（４）その他について、提言書（骨子）（案）に沿って説明。

○石黒委員長

何か意見はあるか。議論の際には、市民の責務についていろいろとご意見があったと思うが。

○伊藤委員

市民の責務について、私がこれから述べる部分を受けての骨子案であるなら、修正してほしい。前回の会議録（要点筆記）の３ページの真ん中よりやや下の私の発言についてだが、「市は」と市が主語になっているところについて、自治基本条例は市民の自主性を尊重していると思うので、市が市民に責務を認識させる、また、市が引っ張るという対応を今後求めていくことが必要だと思う。市民がお互いにどのように刺激し合って伸ばしていくのか、それを考えていくべきだと思う。」とあるが、２行目から「市が市民に責務を認識させる」というような、市が主体となった対応をするのではなく、市民がお互いにどのように刺激し合って伸ばしていくかを考えていくべきだと思う。」と言ったつもりである。第７条は市民の自主性を尊重していると思うから、市民同士がお互いに刺激し合って伸ばしていくべきということが言いたかったので、会議録にある「市が市民の責務を認識させる」という表現が、提言書（骨子）（案）中の提言の基になったのであれば、訂正してほしい。

○石黒委員長

今、ご指摘いただいた伊藤委員の前回の発言だけではなく、他の複数の委員からも市民の責務についてご意見・ご指摘があったと思う。他の委員はいかがか。

○伊藤委員

提言書（骨子）（案）は主に他の委員の方の発言が基になっているのであれば、議事録の修正だけをお願いしたい。

○石黒委員長

伊藤委員がおっしゃった内容の文言に変えたほうがいいのか何か意見はあるか。もう少し強めの意見もあったように思う。また、弱めてしまうとよくないという意見もあると思う。簡潔にまとめた時に、それぞれ解釈の違いが出てくると思うので、遠慮なく言ってほしい。文章にすると少し違うなどの意見もあるかもしれない。

○田口委員

石黒委員長が、この提言書（骨子）（案）は議論した内容について簡潔に述べられているとおっしゃったように、もしかしたら、もう少し説明をつけたほうがいいのかもかもしれない。議論の過程を知っている伊藤委員からも先ほどの発言があったということは、この過程を知らない人は市民の責務という言葉について違うニュアンスに捉えてしまうかもしれない。

○伊藤委員

意見集約結果4ページ第7条の提言（骨子）部分の「市は、市民が自主的にまちづくりに取り組めるよう、市民の責務について分かりやすく周知する必要がある。」には、「市民が自主的にまちづくりに取り組めるよう」という文言が入っており、その文言が入るだけで随分印象が違うと思う。

○石黒委員長

今回の提言書（骨子）（案）でいいということになれば、これをただつなげるだけの文章になってしまうかもしれない。今、意見集約結果に入っている「市民が自主的にまちづくりに取り組めるよう」の部分を入れたほうが良いというご意見をいただいたので、提言書（案）には加えて、場合によっては、文章を補足して作らせていただきたいと思います。それを次回に提案し、議論したいと思う。提言書（骨子）（案）3ページ（4）の1つ目は少し文言を加えて、提言書（案）を作成する際に、文章を工夫するという事でよろしいか。この件で何か意見はあるか。議論してきたメンバーは、当然この表現でいいと思っても、関わっていない人にはずいぶん違ったことに捉えられてしまったり、受け取られてしまう可能性がある。それは出来るだけないようにしたいと思う。ご発言された方の趣旨が反映されていないのではないかという意見とともに、関わっていない人から見たら、これは舌足らずではないか、誤解されるのではないかなどお気づきの点があれば、ご指摘いただければと思う。

○工藤委員

「自主的に」というのは、自分または自分たちがという意味なので、入れると、押さえつけるのではなく、自らが「自主的な」という考えで行動するという事につながると思う。

○石黒委員長

自治基本条例の中核的な表現だと思う。当然のことなのでわざわざ文言として入れる必要がないと思って入れなかった場合、受け取る人は異なる意味で受け取ってしまう可能性がある。

○田口委員

提言書（骨子）（案）2ページの最初の議論に戻ってしまうが、そういう意味でもやはり（2）3つ目の文中の「更なる改善」という箇所が分かりにくく、また、解説書は条例の分かりにくい部分を解説するものだが、難解な表現が多いということだと思う。文章を作るのは難しいとは思いますが、人の読み方によって違う読み方になるので、その部分に留意して文章を作っただけだったらいいと思う。先ほどの市民の責務についても同様だが。

○後藤委員

「市民にとって、規定を分かりやすくするため」という文言にしてはどうか。

○石黒委員長

提言書（骨子）（案）の解説書の更なる改善についてのことか。

○後藤委員

そうである。「規定は、わかりにくく」という説明を、「市民にとって、条例の規定を分かりやすくするために、解説書の更なる改善が必要となります。」としてはどうか。

○石黒委員長

言葉をつけたら、かえって分かりにくくなることもある。

○後藤委員

骨子案は、たしかに間違いないことは書いてあるが、解説書をすっきりしたほうが分かりやすくなるのではないかという意図で書いたほうがいいと思った。それと、提言書は、検討委員会で挙げた意見についてこうしたほうがいい、こうするべきであるなどの内容に留まるものなのか、あるいは、もう少し具体的に、例えばこういう手法を行って見たらどうかという提案のような内容まで盛り込むものなのか。

○石黒委員長

例えば、もっと分かりやすく解説するべきとか、更なる改善が必要とかだけでなく、更に具体的なものが出せれば、それを提言書に盛り込んで提出したほうが、やるべきことははっきりしているので、提言を受け取る市長は取り組みやすいと思う。いろいろな改善が必要だが、具体的にどのような改善が必要か、1つのことにまとめられるかどうかはまだわからない場合は、様々なことを検討したうえで改善とし、余地があったほうが良いという面もあると思う。ご指摘のように、必ず具体的な内容を出さなければならないということではないが、もし具体的な内容を出すことでこの委員会ですまれば、盛り込んで構わないと思う。

○後藤委員

毎回のように広報が足りないと言う意見が出ていて、今後もずっと出てくるのではないかと思った。そこをどうしたらいいかを考えるのは、市役所になるのか。

○石黒委員長

例えば、提言書（骨子）（案）2ページ（2）4つ目であれば、「パンフレットを作るときに、市民に参加してもらって作るというのもいいのではないか。」という意見を基に作文したと思う。「提言書として出しました。あとは市でやってください。」というだけではなく、この部分の改訂には、市民参加で市民の意見を聞きながら行った方がいいのではないかという意見があってもよい。

○後藤委員

他にも解説書を改訂したほうがいいという意見もあったと思うが、例えば、検討委員会において改訂した解説書を資料として見て、「これに改訂しましょう」と議論することになるのか。改訂した解説書をチェックすることは、この検討委員会では行わないのか。

○石黒委員長

次回見直しを検討する際は、解説書が改訂されたが十分ではないとか、ここはもう少しこうしたほうがいいなどの意見が出るかもしれない。この骨子の内容どおりの提言書となった場合に、パンフレットの作成には市民参加してもらいたいという意図があるが、解説書も市民参加をして行うとよいと市長が判断したら、解説書も市民参加のもとで行うかもし

れない。

○事務局

委員長がおっしゃったとおりで、提言書はこうでなければならないというものは何もない。提言書（骨子）（案）の（２）について議論していただいているが、これまでの検討委員会では、条例の周知・認知度が議論の中心になっており、解説書は常にリニューアルして分かりやすいものにする、また、それとは別に、解説書は条ごとに分かれていて全部読むことは市民にとってとっつきにくい面もあるため、解説書とは別に、市民参加・市民協働といったまちづくりの基本となる部分について、何か違うもので市民にアプローチしていくことも必要ではないかというご意見をいただいた。これを基に、（２）の４つ目の項目を盛り込んだ。解説書とは別のアプローチとして、何か伝える手段を考え、それは、まちづくりに関することなので、市民の方にご意見をいただきながら作るべきだという議論は大変重要であると考えた。この自治基本条例検討委員会は、委員の委嘱期間が３月いっぱいということもあり、提言書の提出までが１つの区切りと考えている。この検討委員会の８回にわたる議論の成果である提言書の内容を、市がどのように取り組んでいくかは、常に市民の目に触れるものであり、市民の皆様のご意見を伺いながら、進めていかななくてはならないと考えている。今回の提言を踏まえた今後のまちづくりが、次回の条例検討の資料として、またご意見をいただく形になると思う。

○後藤委員

この検討委員会がどこまで行こうかが分かった。どこまで見なければならぬのか分からない部分があったので聞いた。

○石黒委員長

委員になった方も、委員になっておられなかった方も、今回の提言書を受けて、どういふふう市が対応していくのかチェックしていくと、より良くなっていくと思う。

○田口委員

提言書（骨子）（案）を読むと、〇〇すべき、〇〇すべきと書いてあるが、具体例が出てきていないので、どうしてもそういう疑問が出てくる。ではどうすべきかという疑問に対しては、その場その場でいろいろな人が検討して、いろいろな方で勉強していくものだと思う。

○石黒委員長

今、具体的に意見があれば、遠慮なく言ってほしい。今まで検討してきたところを触れているので、新たな意見は受け付けないという訳ではない。新たな意見等があったら、ぜひ出してほしい。また、具体的なものを入れないという訳でもない。他に全体を通して、何かあるか。

○伊藤委員

細かいところだが、４ページ④住民投票の部分について、最後の「解説してあげるべき」というのは、上から目線の感じがする。このあたりを踏まえていただけるといい。

○石黒委員長

他に何かあるか。

○各委員

なし。

○石黒委員長

では、提言書（骨子）（案）を基に提言書（案）を作ることとし、次回は、提言書（案）を基に議論したいと思う。

### 3 その他

(1) 前回会議録について

### 4 閉会